常滑市風力発電施設の設置等に関するガイドラインの概要

１　ガイドライン策定の背景

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、平成 24 年度に固定価格買取制度が創設されて以来、全国で再生可能エネルギーの導入が拡大しており、市内でも風力発電施設の設置が計画されています。

その設置に関し、現在のところ本市においては市民と事業者との間で大きなトラブルに発展するケースはありませんが、他市町では、住民と事業者との間でトラブルが発生し、住民による反対運動にまで発展するケースも起きています。

２　ガイドラインの目的（第１条関係）

常滑市の豊かな自然環境や美しい景観の保全と、風力発電施設との調和を図るとともに、設置区域及びその周辺における事故、公害及び災害等（以下「事故等」という。）を未然に防止し、市民の生活環境及び地球環境の保全を図ることを目的とします。

３　定義（第２条関係）

このガイドラインにおける用語の定義は次のとおりです。

(１)発電施設	風力を電気に変換する設備及びその付帯設備
(２)設置事業	発電施設を設置する事業行為（土地の権利取得、伐採、造成、工事等発電施設の設置に係る事業の全てを含む）
(３)事業者	設置事業を実施し、又は発電施設を管理する者
(４)発電事業	設置事業完了後に、事業者が行う発電に係る事業
(５)設置区域	設置事業を実施しようとする区域
(６)小型発電施設	出力が 20kW 未満の施設
(７)大型発電施設	出力が 20kW 以上の施設
(８)区長	常滑市区長設置規則第１条に規定する区長
(９)近隣関係者	①小型発電施設の場合、半径 300m 以内に位置する住居等の所有者及び居住者（職務従事者） ②大型発電施設の場合、半径 500m 以内に位置する住居等の所有者及び居住者（職務従事者）

４　適用範囲（第３条関係）

固定価格買取制度により売電を行う設置事業
（出力が１kW 未満で自家消費を主な目的とするものを除く。）

５　設置事業及び発電事業に当たって遵守すべき事項（第４条関係）

（１）関係法令の遵守及び事故等の防止に努めること。

（２）次のとおり住宅から離れた場所に設置すること。（全ての近隣関係者及び区長の承諾が得られたときはこの限りではない。）

・小型発電施設においては、住宅等から 300m 以上

・大型発電施設においては、住宅等から 500m 以上

（３）発電施設から発生する騒音は、施設から最も近い住宅等において、昼間 55dB 以下、夜間 45dB 以下とすること。

（４）発電施設から発生する低周波音は、環境省が定める手引書の参照値以下とすること。

（５）テレビ電波等、動植物、景観、文化財の保護に関して十分な配慮及び必要な措置を講ずること。

（６）発電施設の入口等の見えやすい位置に、緊急時連絡先を明示すること。

（７）事故等が発生した場合は、自己の責任において誠意をもって解決し、再発防止のための必要な措置を講ずること。

（８）全ての近隣関係者及び区長に事業の内容等について十分な説明を行い、承諾を得ること。また、その他の住民から説明等を求められた場合には、誠意をもって対応すること。

（９）発電施設を廃止した場合は、速やかに自己の責任において撤去等適正に処理すること。

６　自粛を求めることのできる設置事業（第５条関係）

市長は、次の設置事業については、事業者に対して設置事業を行わないよう協力を求めることができます。

・常滑市やきもの散歩道地区景観計画の景観計画区域内のもの

・市街化調整区域、工業地域、準工業地域以外に設置するもの

・近隣関係者又は区長の承諾が得られないもの

【ガイドラインに基づく手続きの流れ】

常滑市	事業者	地域

事前相談

↓

発電施設の設置確認表により、関係法令の確認

↓

【近隣関係者等への説明】
①小型発電施設の場合、半径 300m 以内に位置する住居等の所有者及び居住者（職務従事者）
②大型発電施設の場合、半径 500m 以内に位置する住居等の所有者及び居住者（職務従事者）
③区長

↓

関係法令に基づく手続き

↓

風力発電施設設置届出書
（様式１）
添付書類

↓

設置工事

↓

完了後報告 → 完了確認